

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	連帯保証人の連署の免除	
処 分 の 概 要	第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例	
条 項	第11条第3項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判断基準	<p>松山市営住宅連帯保証人の免除または猶予に係る事務取扱要領</p> <p>第2条 連帯保証人の連署を得ることができないことにつき相当な理由があると認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、連帯保証人を免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者のみで構成される世帯</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2の規定により準用される者で、次のいずれかに該当する者がいる世帯</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四上欄に定める留学の在留資格を持つ者がいる世帯</p> <p>(4) 災害等で住居を失ったことにより、公営住宅法第22条に規定する特定入居の承認を受けた世帯</p> <p>(5) 60歳以上の者及びその配偶者又は60歳以上若しくは18歳未満の親族のみで構成される世帯</p> <p>(6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度の障害を持つ者がいる世帯</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に規定する母子家庭等に該当する世帯</p> <p>(8) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二上欄に定める技能実習の在留資格を持つ者がいる世帯</p>	

【根拠法令等】

○松山市営住宅管理条例

(住宅入居の手続)

第11条 公営住宅の入居決定者は、決定の通知があった日から20日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人1人が連署する契約書を提出すること。

(2) 第19条の規定による敷金を納付すること。

2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 公営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から1月以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

手続の流れ

